

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

駒澤大学 グローバル・メディア・スタディーズ学部  
「実践メディアビジネス講座Ⅰ」

「著作権」から考える「つくる」と「つかう」

2009年5月25日

社団法人日本音楽著作権協会  
常務理事 菅原 瑞夫

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

**つくる**

創作＝「芸術的感興を文芸・絵画・音楽などの芸術作品として独創的に表現すること」（広辞苑）

**※著作権法**  
著作物＝「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

**音楽をつくる** = 作詞・作曲  
≠ 演奏

**著作権** - 創作した人（作詞・作曲者）に与えられる権利

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

ましがいさがし ①

アーティストに  
著作物使用料の支払いがない？

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

**つかう**

使用-「つかいもちいること」（広辞苑）  
利用-「役に立つよう用いること」（広辞苑）

**※著作権法**  
著作物の利用の許諾（第63条）  
「著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。」  
「前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。」  
「第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。」

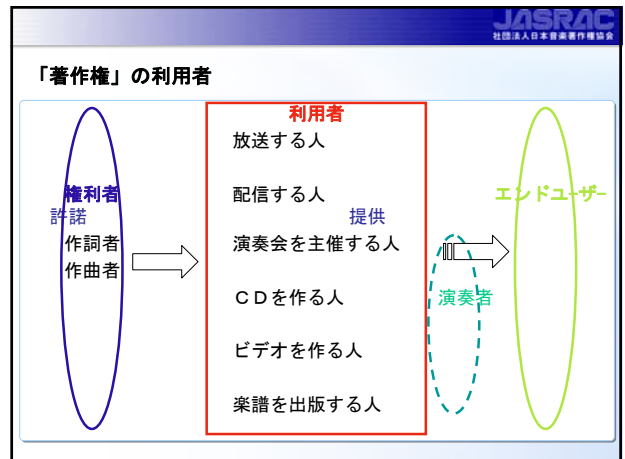
JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

**「著作権」の利用**

利用者 = 著作物を人々に伝えることを目的として用いる人

◎著作物を聞いたり、見たりすることは「著作権」の利用ではない。

◎著作物を「あらわす」ということでは「著作権」の利用にあたるわけではない



**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

**あらわす**

音楽をあらわす = 演奏

あらわす人の権利 著作隣接権

**※著作権法**

実演 = 「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう。」

実演家 = 「俳優、舞蹈家、演奏家、歌手その他実演を行なう物及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。」

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

**コンテンツと権利**

① クラシカルオーサーとモダンオーサー

◎映画の著作物  
素材となる著作物と総合的な映画の著作物の二重構造

素材 = クラシカルオーサー  
総合 = モダンオーサー

② 著作物とその支持物（コンテンツ）

音楽 = CD、楽譜  
文学 = 書籍  
映画 = フィルム、ビデオ

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

**まちがいさがし ②**

自分でCDを買ったので、  
CDや入っている曲どう使おうと自由だ？

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

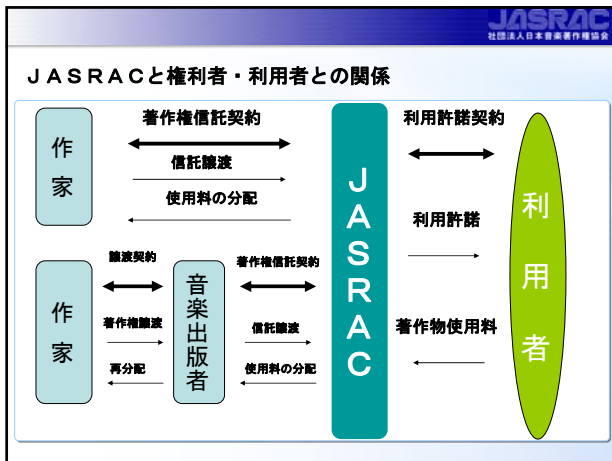
**音楽のコンテンツに係わる権利（イメージ）**

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

**映画の著作物に係わる権利（イメージ）**

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

**映像コンテンツに係わる権利 [映画の著作物以外]（イメージ）**



JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

### 著作物がデジタル・データとなったことによる新しい使い方と課題

エンドユーザーによるコンテンツへの直接的な関わりが可能になる。  
⇒他分野の著作物の組み合わせ  
⇒コンテンツの一部変更

エンドユーザー — 著作物を活用したい  
×  
著作者 — 著作物を他人に勝手に変更されたくない  
無駄利用もNO

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

### 新しい使い方の法的課題

著作者以外の方が勝手に著作物を変えてはいけない

著作者の意図に反したものは違法

※著作権法  
同一性保持権（第20条）  
「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」

翻訳権、翻案権等（第27条）  
「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

### 新しい使い方の課題克服にむけて

関係者が相互理解と連携のうえで、デジタル・ネットワークの特性を生かした、新しい秩序、枠組策定のトライアルが必要

- ◎著作者・エンドユーザー・配信事業者・著作権管理事業者が参加
- ◎著作者意思を前提に、認められる範囲でのエンドユーザーの自由な活用
- ◎配信事業者でのシステム面での基盤
  - 著作権擁護とユーザーサービス
- ◎著作権管理事業者の許諾の裏付け

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

### まちがいさがし ③

イジったのは自分のアイデアだから、そのコンテンツの権利は自分のもの？

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

### 動画投稿(共有)サイトの許諾条件(1)

2007年7月24日公開

1. 前提

- ①ストリーム形式によるサービスであること。
- ②管理運営する事業者の責任において、作詞家・作曲家、脚本家、レコード会社、実演家、放送局、映像製作者その他の権利侵害を防止すること。
- ③上記を実現するための技術的手段、具体的な対策などを講じていること。
  - A) 運営者側の責任によるアップロード作品の目視などによる事前チェックもしくは事前と同等のチェック
  - B) 技術的手段の採用とシステム構築の行程表などの明示

## 動画投稿(共有)サイトの許諾条件(2)

### 1. 契約当事者

管理運営する事業者とし、サイト内の映像作品全ての利用責任を負うこと。

### 2. 許諾の範囲

A) 映像作品の権利者からの正当な許諾・提供を受けた作品における当協会の管理する音楽著作物の利用。

B) 個人等の投稿者が制作した映像作品における当協会の管理する音楽著作物の利用。(当面は内国曲に限る。)

### 3. 使用料率

使用料規程第11節インタラクティブ配信1(3)音楽以外の著作物を利用することを目的とした配信②ストリーム形式を適用(音楽2.8%・一般娯楽2.0%)。なお、個人制作の投稿作品の料率については別途定めるものとする。

### 4. 利用曲目報告

利用された全楽曲を、リクエスト回数などとあわせて報告。従って投稿者から楽曲情報を受け付けるなどの楽曲情報の管理体制が必要。